

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 立山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.5 %
全職員	88.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	105.3 %
本庁課長補佐相当職	96.9 %
本庁係長相当職	98.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.5 %
31～35年	91.6 %
26～30年	92.8 %
21～25年	84.1 %
16～20年	90.3 %
11～15年	84.6 %
6～10年	88.5 %
1～5年	88.8 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、報酬形態が日給等で勤務日数が一定でないものを除いている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数については、常勤職員の所定勤務時間を1人として換算し、算出している。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分については、該当職員がいないため「－」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。